

「ふくしま産業復興投資促進特区」のご案内

東日本大震災復興特別区域法に基づき、福島県と県内59市町村が共同申請を行った福島県復興推進計画「ふくしま産業復興投資促進特区」が、平成24年4月20日に認定され、平成26年11月4日に変更認定されました。

また、更なる復興推進を図るため、復興産業集積区域を拡大する福島県復興推進計画の変更を申請し、平成29年2月28日に変更の認定を受けました。

認定を受けて、本宮市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることとなりましたので、お知らせします。

○対象事業及び事業者

ふくしま産業復興投資促進特区にて定められた

- ① 復興産業集積区域内において、
- ② 集積を目指すとした業種のうち、
- ③ 「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業を行う法人又は個人事業者が対象となります。

※「復興産業集積区域」、「集積を目指すとした業種」については、別掲の資料をご参照ください。

1. 税制上の特例措置

(1) 国税

※いずれかの選択適用です。

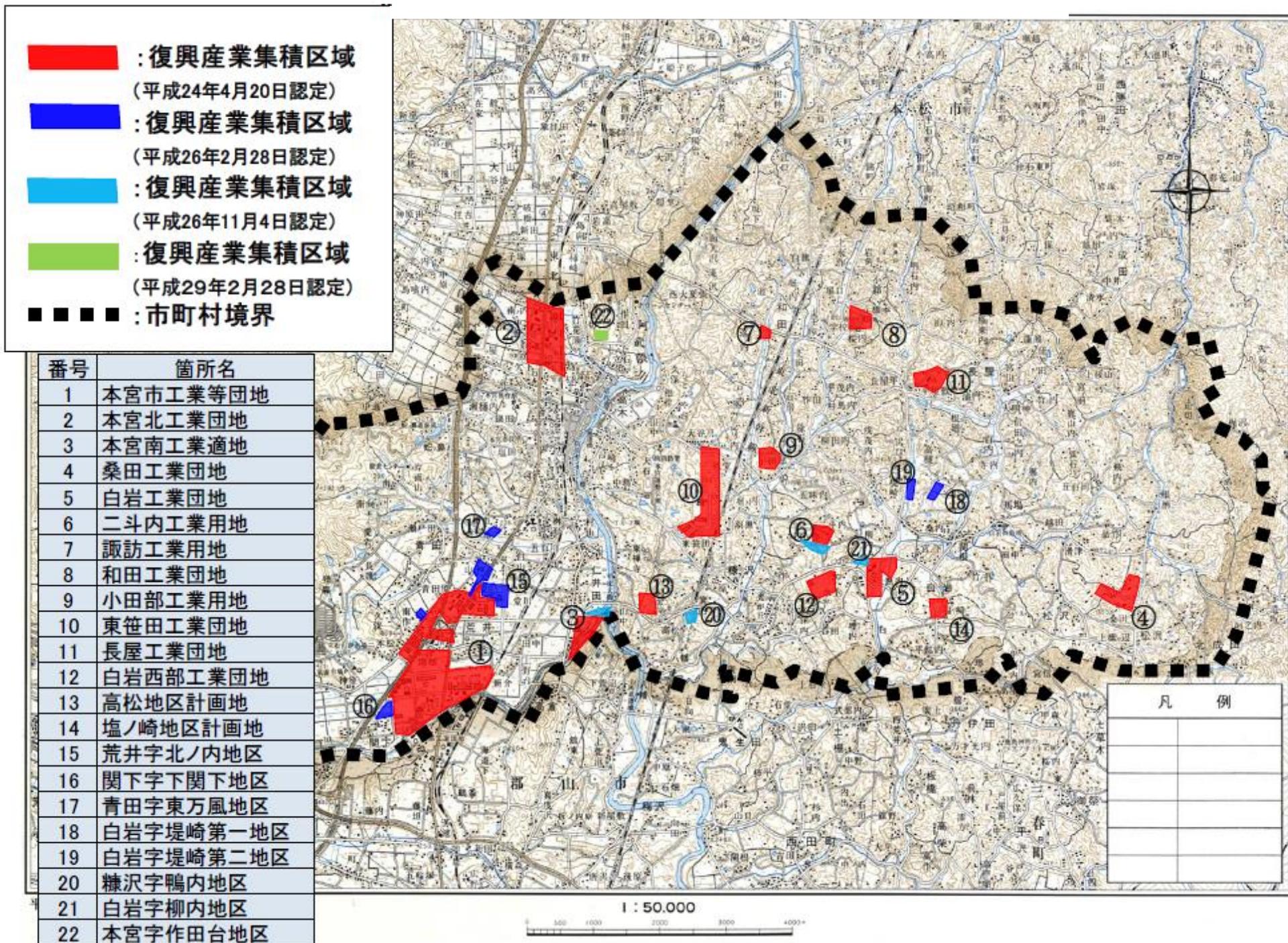
① 事業用設備等に係る特別償却 又は税額控除（法第37条）	機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
② 法人税等の特別控除（法第38条）	被災被用者の給与等支給額の10%を税額控除
③ 研究開発税制の特例等（法第39条） ※要件を満たせば併用可能	開発研究用減価償却資産の即時償却＋12%税額控除
④ 新規立地促進税制（法第40条）	新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税

(2) 地方税

① 県税	法人事業税 不動産取得税 固定資産税（県課税分の大規模償却資産に限る）
② 市税	固定資産税

上記の地方税に関して、課税免除又は不均一課税の特例措置がうけられます。

2. ふくしま産業復興投資促進特区における復興産業集積区域図（本宮市）

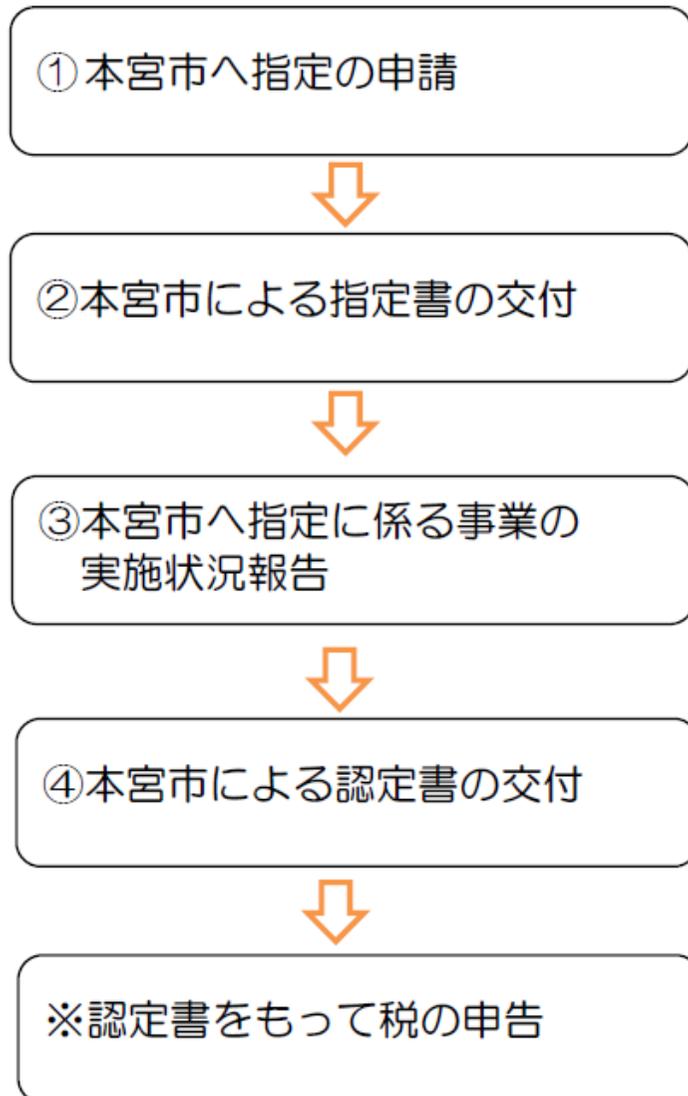


3. ふくしま産業復興投資促進特区の対象業種

「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種(H29. 2. 28変更認定) ※ 赤字部分が変更箇所

大分類	分類番号	中分類/小分類	輸送用機械関連産業	電子機械関連産業	情報通信関連産業	医療関連産業	エネルギー関連産業	食品・飲料関連産業	環境・リサイクル関連産業	地域資源活用型産業
E 製造業	9	食料品製造業				★		■		
	10	飲料・たばこ・飼料製造業				★ 小分類105除く		■ 小分類105除く	■ 小分類106に限る	
	11	繊維工業	★	★		★	★		■	■
	12	木材、木製品製造業(家具を除く)	★				★		■	■
	13	家具・装備品製造業								■
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	★			★	★		■	■
	15	印刷・同関連業	★	★		★		★		
	16	化学工業	★ 小分類165除く	★ 小分類165除く		■	■ 小分類165除く		■	■ 細分類1624に限る
	17	石油製品・石炭製品製造業	★	★			★		■	
	18	プラスチック製品製造業	★	★		★	★	★	■	
	19	ゴム製品製造業	★	★		★	★		■	
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	★			★				■
	21	窯業・土石製品製造業	★	★		★	★		■	■
	22	鉄鋼業	★	★		★	★		■	
	23	非鉄金属製造業	★	★		★	★		■	
	24	金属製品製造業	★	★		★	★		■	
	25	はん用機械器具製造業	★	★		★	★			
	26	生産用機械器具製造業	★	■		★	★			
	27	業務用機械器具製造業	★ 小分類274、276除く	★ 小分類274、276除く		■ 小分類276除く	★			
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	★	■			★			
	29	電気機械器具製造業	★ 細分類2961、2962除く	★ 細分類2961、2962除く		■	■ 小分類296除く			
30	情報通信機械器具製造業	★	■		★	★				
31	輸送用機械器具製造業	■								
32	その他の製造業	★ 小分類323 及び細分類3295に限る				★	★		■	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業					■ 再エネ、水素、LNG、IGCCに限る			
	34	ガス業					■ LNGに限る			
	35	熱供給業					■ 水素、LNGに限る			
G 情報通信業	37	通信業			■					
	39	情報サービス業			■					
	40	インターネット付随サービス業			■					
	41	映像・音声・文字情報制作業(415広告制作業を除く)			★					
H 運輸業、郵便業	44	道路貨物輸送業	★	★		★	★	★	★	★
	47	倉庫業	★	★		★	★	★	★	★
	48	運輸に付帯するサービス業	★	★		★	★	★	★	★
I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業	★			★		★	★	★
	51	繊維・衣服等卸売業							★	★
	52	食料品卸売業						★		
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	★	★		★	★		★	
	54	機械器具卸売業	★	★ 小分類543に限る		★ 細分類5493に限る				
	55	その他の卸売業				★ 小分類552に限る			★	★
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関	★	★	★	★	★	★	★	
	726	デザイン業	★	★						★
	73	広告業			★					
	74	技術サービス業	★	★		★	★			
R サービス業(他に分類されないもの)	882	産業廃棄物処理業					★ 細分類8821、8822に限る			
	90	機械等修理業	★	★		★	★			
	9292	産業用設備洗浄業	★	★		★	★			
	9294	コールセンター業			■					

4. 税制特例措置の手続きの流れ



指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えて本宮市へ指定の申請をします。

指定の申請を受けた本宮市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。
※指定された事業者等は指定内容について公表されます。
また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に本宮市へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えて本宮市へ事業の実施状況を報告します。
※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

事業の実施状況について報告を受けた本宮市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

5. 申請書類等の一覧

区分	様式			添付書類
事業用設備等に係る特別償却又は税額控除 (法第37条)	申請時	第2の4	指定申請書 (別紙) 指定事業者事業実施計画書	①定款及び登記事項証明書 (個人事業者である場合は住民票の抄本) ※定款には奥書証明が必要です。 ②その他参考資料(事業概要のわかるパンフレット等)
		第2の5	指定要件に関する宣言書	
	事業年度終了後	第2の1	復興推進事業に関する事業実施報告書	①前期の営業報告書 ②前期の貸借対照表及び損益計算書 ③その他参考資料(設備投資内容のわかる資産台帳等)
法人税等の特別控除 (法第38条)	申請時	第3の4	指定申請書 (別紙) 指定事業者事業実施計画書	①定款及び登記事項証明書 (個人事業者である場合は住民票の抄本) ※定款には奥書証明が必要です。 ②その他参考資料(事業概要のわかるパンフレット等)
		第3の5	指定要件に関する宣言書	
	事業年度終了後	第3の1	復興推進事業に関する事業実施報告書	①前期の営業報告書 ②前期の貸借対照表及び損益計算書 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証明する書類
研究開発税制の特例 (法第39条)	申請時	第4の4	指定申請書 (別紙) 指定事業者事業実施計画書	①定款及び登記事項証明書 (個人事業者である場合は住民票の抄本) ※定款には奥書証明が必要です。 ②その他参考資料(事業概要のわかるパンフレット等)
		第4の5	指定要件に関する宣言書	
	事業年度終了後	第4の1	復興推進事業に関する事業実施報告書	①前期の営業報告書 ②前期の貸借対照表及び損益計算書 ③その他参考資料(設備投資内容のわかる資産台帳等)
新規立地促進税制 (法第40条)	申請時	第5の4	指定申請書 (別紙) 指定事業者事業実施計画書	①定款及び登記事項証明書 ※定款には奥書証明が必要です。 ②その他参考資料(事業概要のわかるパンフレット等)
		第5の5	指定要件に関する宣言書	
	事業年度終了後	第5の1	復興推進事業に関する事業実施報告書	①前期の営業報告書 ②前期の貸借対照表及び損益計算書 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証明する書類 ⑤その他参考資料(設備投資内容のわかる資産台帳等)
申請時の記載内容に変更があった時	変更届			①変更後の指定申請書 ②変更後の指定事業者事業実施計画書 ③変更後の指定要件に関する宣言書 ④変更前後の内容が分かる書類 ⑤その他参考資料(定款・登記事項証明書等)

※申請様式等は本宮市又は福島県のホームページよりダウンロードできます。

6. 事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第37条）

ふくしま産業復興投資促進特区認定日から、平成33年3月31日までの間に、指定を受けた法人又は個人事業者が、復興産業集積区域において産業集積事業のために取得した事業用設備等（注1）について、特別償却又は税額控除ができます。

◆機械装置

即時償却、又は15%の税額控除（注2）

◆建物・構築物

取得価格の25%の特別償却、又は8%の税額控除（注2）

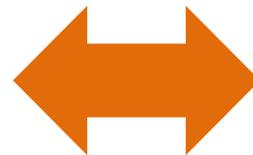
（注1）製作又は建設されてから事業の用に供されたことのない設備が対象です。また、工具・備品、車両は対象外です。

（注2）当期税額の20%を限度とし、20%を超えた部分の金額については4年間繰越控除ができます。

◆特別償却

取得等の時期 資産等の区分	~H33.3.31
機械装置	100%
建物・構築物	25%

どちらか選択



◆税額控除

取得等の時期 資産等の区分	~H33.3.31
機械装置	15%
建物・構築物	8%

※20%が限度。但し4年間の繰越が可能。

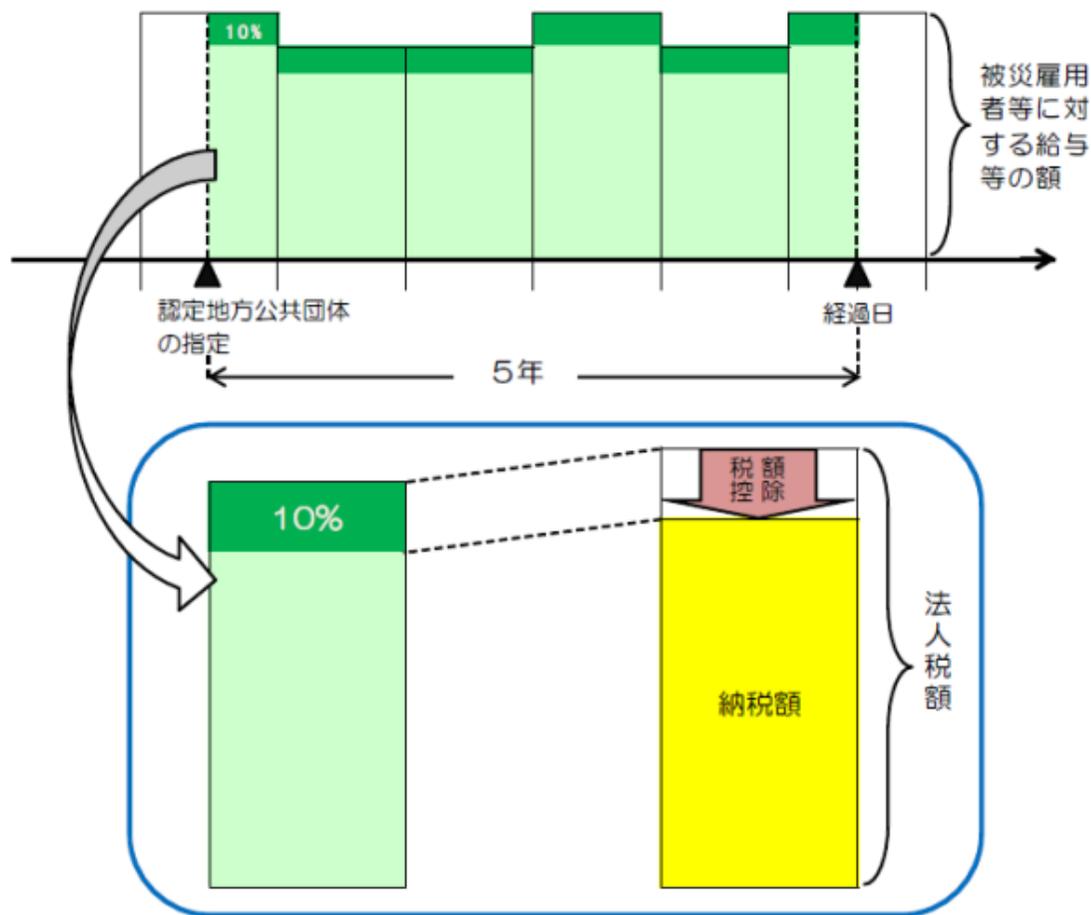
7. 法人税等の特別控除（法第38条）

平成33年3月31日までに指定を受けた法人又は個人事業者が、指定を受けた日から5年の間に、復興産業集積区域内に所在する事業所で雇用する被災被用者に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の10%相当額につき、税額控除（注1）を受けることができます。

（注1）当期税額の20%を限度とします

被災被用者とは次のいずれかに該当する方です。
（福島県内は全域が特定被災区域に該当します）

- ①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた方
- ②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた方

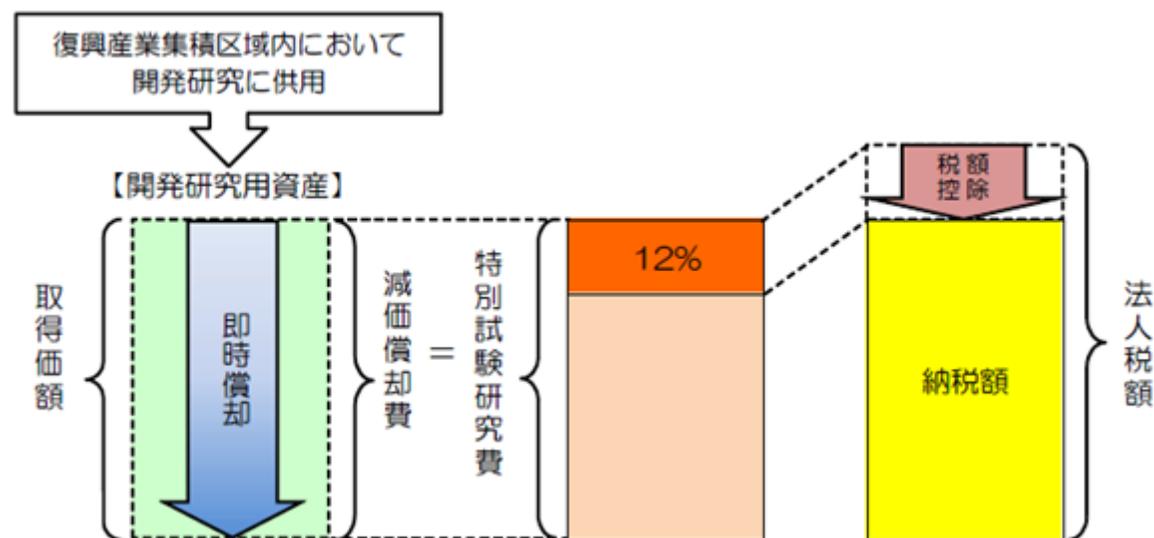


8. 研究開発税制の特例（法第39条）

指定を受けた日から平成33年3月31日までの間に、開発研究用の資産を取得等して、復興産業集積区域において開発研究の用に供した場合、その年度（供用年度）に開発研究用の資産について特別償却ができます。

さらに、特別償却した減価償却費は、特別試験研究費として12%の税額控除ができます。

※研究開発用の資産とは、もっぱら開発研究の用に供される建物及びその附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち一定のものをいい、ここでは、製作又は建設されてから事業の用に供されたことのない必要があります。



9. 新規立地促進税制（法第40条）

ふくしま産業復興投資促進特区にて設定された「復興産業集積区域内」における新規立地新設企業の立ち上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置が講じられます。（本措置は法人のみが対象となります）

(1) 復興産業集積区域内において、平成33年3月31日までの間に指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できます

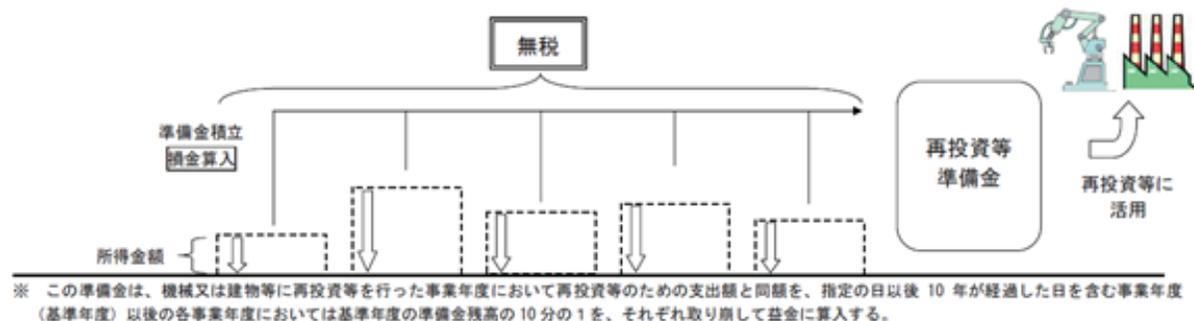
(2) 同じ復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できます（準備金の範囲内で即時償却）。

本措置の対象となる法人は、次の要件を全て満たす法人です。

- ①ふくしま産業復興投資促進特区の認定の日以後に設立されたこと
- ②被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ③復興産業集積区域内に本店を有すること
- ④積み立てを行う事業年度において区域外に事業所等を保有しないこと

※ただし、平成26年4月1日以降は、以下の2つの要件を満たす事業所は本店のある区域外へ設置可能

- i) 主たる業務以外の業務を行う事業所であること
 - ii) 当該事業所の業務を行う従業員数が、当該法人の常時使用全従業員数の30%または2人のいずれか多い人数以下であること
- ⑤指定を受けた事業年度に3億円以上（中小法人等の場合は3,000万円以上）の機械又は建物等の取得等を行うこと。
 - ⑥ふくしま産業復興投資促進特区に記載された事業のみを行う法人であること



10. 地方税の税額控除（法第43条）

法第37条、第39条、第40条の指定を受けた場合、復興産業集積区域内において取得した土地・建物・事業用設備等にかかる地方税が減免されます。

◆県税

（1）法人事業税

対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度から5年又は5事業年度の間各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち、当該対象施設に係るものとして以下により計算した額に対して課する事業税を免除します。

①電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額×（対象施設等に係る固定資産の価額÷対象者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額）

②鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×（対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数÷対象者が県内に有する軌道の延長キロメートル数）

③その他の業種に係る所得又は収入金額

県において対象者に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額×（対象施設等に係る従業者の数÷対象者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

（2）不動産取得税

対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等である家屋及びその敷地である土地（土地については、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限り、）の取得に対して課する不動産取得税を免除します。

（3）固定資産税（県課税分の大規模償却資産に限る）

対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等である償却資産（認定日以後の取得に限り、）に対して課する固定資産税を免除します。

◆市税

（1）固定資産税

対象期間内に新設・増設した対象資産（家屋・償却資産等）については、新たに課税されることになった年度以降5年度分について、固定資産税を課税免除します。